

平成 26 年度 事業報告書

自 平成 26 年 10 月 1 日
至 平成 27 年 9 月 30 日

一般財団法人 日本鯨類研究所

事業報告書

I. 法人の概況

1. 設立年月日

昭和 62 年 10 月 30 日

2. 定款に定める目的

鯨類その他の海産哺乳類に関する試験研究及び調査並びに鯨類その他の海産哺乳類に係る国際情勢に関する調査等を行うことにより、もって国際的な水産資源の適切な管理と利用に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

前記 2 の目的を達成するため本邦及び海外において次の事業を行う。

- ① 国際的な水産資源の適切な管理と利用のための鯨類その他の海産哺乳類に関する試験研究及び調査
- ② 鯨類その他の海産哺乳類に関する資料の収集及び提供
- ③ 鯨類その他の海産哺乳類に係る国際情勢に関する調査及び情報収集並びに提供
- ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 監督機関に関する事項

内閣府

5. 会員の状況

賛助会員 法人会員 196 社、個人会員 188 名

6. 主たる事務所の状況

〒104-0055 東京都中央区豊海町 4 番 5 号

TEL : 03-3536-6521 (代表) FAX : 03-3536-6522

7. 評議員に関する事項

(平成27年9月30日現在)

| 氏 名 | 職 歴 又 は 現 職 |
|-------|---------------------|
| 加藤 秀弘 | 国立大学法人東京海洋大学大学院教授 |
| 川口 恭一 | 一般社団法人全国水産技術者協会会長 |
| 三軒 一高 | 捕鯨を守る全国自治体連絡協議会会長 |
| 野口 裕之 | 産経新聞社東京本社編集局政治部専門委員 |
| 山本 裕子 | 大東文化大学法学部教授 |
| 弓削 志郎 | 公益財団法人海洋生物環境研究所理事長 |

8. 役員に関する事項

(平成27年9月30日現在)

| 役 職 名 | 氏 名 | 職 歴 又 は 現 職 |
|---------|-------|----------------------|
| 理 事 長 | 藤瀬 良弘 | 一般財団法人日本鯨類研究所理事長 |
| (非常勤)理事 | 伊藤 誠 | 共同船舶株式会社代表取締役社長 |
| (〃)理事 | 長岡 英典 | 一般社団法人大日本水産会常務理事 |
| (〃)理事 | 平松 一彦 | 国立大学法人東京大学大気海洋研究所准教授 |
| (〃)理事 | 安成 椰子 | 株式会社水産経済新聞社代表取締役社長 |
| (〃)理事 | 吉岡 基 | 国立大学法人三重大学大学院教授 |
| 監 事 | 宮本 俊和 | 一般社団法人自然資源保全協会理事 |

9. 職員に関する事項 (職員数)

(平成27年9月30日現在)

| | 参事 | 部 長 部次長 等 | 課 長 課長補佐 研究室長 | 係 長 主任研究員 | 課 員 研究員 | 計 |
|-------|----|-----------------|---------------------|--------------|------------|----|
| 参事 | 1 | | | | | 1 |
| 総務部 | | 2 | 6 | 2 | | 10 |
| 調査研究部 | | 3 | 4 | 4 | 2 | 13 |
| 計 | 1 | 5 | 10 | 6 | 2 | 24 |

10. 評議員会、役員会等に関する事項

(1) 評議員会の開催

| 開催年月日 | 議 案 |
|-----------------------|--|
| 平成26年12月12日 定時評議員会 | 1. 平成25年度事業報告(案)、計算書類(案)及びこれらの附属明細書(案)の報告及び承認並びに公益目的支出計画実施報告書の報告の件 |

(2) 理事会の開催

| 開催年月日 | 議 案 |
|----------------------|---|
| 平成26年11月19日 定時理事会 | 1. 平成25年度事業報告(案)、計算書類(案)及びこれらの附属明細書(案)の承認並びに公益目的支出計画実施報告書(案)の承認の件 2. 定時評議員会の招集について |
| 平成27年9月29日 定時理事会 | 1. 平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件 2. 重要な使用人の退任及び選任の件 3. 顧問の退任の件 |

II. 事業の概要

海洋生物資源は、その再生産力を利用することにより、持続的に利用することができる資源である。当研究所はこれまでと同様に、政府の許可の下で行う鯨類捕獲調査を事業の柱とし、それによって得られる資試料を用いて研究を実施し、鯨類資源の持続的利用のための科学的ベースを提供する。さらに鯨類その他の海産哺乳類の利用・管理に関する国際的動向についての情報収集とその分析を行って、鯨類を中心とした海洋生物資源の持続的利用に関する啓発普及活動をより一層推進していくとともに、国内外の関係諸機関との連携、協力を図りながら以下の事業を実施した。

なお、当研究所の各事業における今年度の当該期間は下記の通りである。

| | 事業名 | 当該期間 |
|----|----------------------|-------------------|
| 1. | 鯨類捕獲調査改革推進事業(KKP) | 平成25年12月～平成26年11月 |
| | 同事業 副産物販売 | 平成26年5月～平成27年9月 |
| 2. | 鯨類捕獲調査円滑化事業 | 平成26年4月～平成27年3月 |
| 3. | 鯨資源調査等委託事業のうち鯨資源調査事業 | |
| 4. | 鯨資源調査等委託事業のうちDNA検査事業 | |
| 5. | 日本沿岸域鯨類調査受託事業 | |
| 6. | DNA検査事業登録事業 | 平成26年10月～平成27年9月 |

| | 事業名 | 当該期間 |
|-----|-------------------------|--------------------------|
| 7. | 鯨友の会 | 平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月 |
| 8. | 賛助会 | |
| 9. | 国際情勢に関する調査及び情報収集並びに提供事業 | |
| 10. | 資料の収集と提供事業 | |

1. 鯨類捕獲調査改革推進事業（KKP）

本事業は、改革プロジェクト運営事業と鯨類捕獲調査収益性向上の実証事業から成り、鯨類捕獲調査の安定的な実施体制を再構築する目的で、水産業体質強化総合対策事業の一環として実施するものである。本年度は、下記第 27 次南極海鯨類捕獲調査と第 21 次北西太平洋鯨類捕獲調査が対象となる。

（1）第二期南極海鯨類捕獲調査（以下「JARPA II」という）

本調査の目的は、①南極海生態系のモニタリング、②鯨種間競合モデルの構築、③系群構造の時空間的変動の解明、④クロミンククジラ資源の管理方式の改善である。

第 27 次南極海鯨類捕獲調査である平成 26 年の JARPA II 調査（調査母船日新丸：8145 トン、共同船舶株式会社所有）は、平成 25 年 12 月 7 日から平成 26 年 4 月 5 日までの 120 日間にわたって南極海の第 V 区及び第 VI 区西の一部（南緯 62 度以南、東経 130 度から西経 145 度）を調査海域として実施した。

今次調査においても、暴力的な反捕鯨団体であるシー・シェパード・コンサベーション・ソサイエティ（以下「SSCS」という）による執拗かつ悪質な妨害活動を受け、その回避に延べ 18 日を費やしたため、調査海域の全域を調査できず、目標標本数を大きく下回るクロミンククジラ 251 頭（雄 125 頭、雌 125 頭、捕獲後流出のため 1 頭性別不明）の捕獲に終わった。しかしながら、妨害などで暫く調査が出来なかった貴重な時期・海域のサンプル及びデータを採集することができ、各種研究目的に合わせたデータ及び標本等、科学的成果が得られた。

本事業においては、日新丸を 127 日、勇新丸（720 トン、共同船舶株式会社所有）を 120 日、第二勇新丸（747 トン、共同船舶株式会社所有）を 97 日、及び第三勇新丸（742 トン、共同船舶株式会社所有）を 14 日間用船した。

（2）第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（以下「JARPN II」という）

本調査の目的は、①鯨類の摂餌生態を解明し、将来策定される複数種一括管理のモデルに情報を提供すること、②環境汚染のモニタリング、③鯨類の系群構造の解明である。

第 21 次北西太平洋鯨類捕獲調査である平成 26 年の JARPN II 調査（沿岸域調査及び沖合域調査）は、平成 26 年 3 月 31 日に出された国際司法裁判所（ICJ）による第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）の判決を考慮し、調査目的を限定し、また非致命的調査の実行可能性に関する検証実験とともに実施することとなった。

沖合域調査（調査母船日新丸）は、平成 26 年 5 月 16 日から 7 月 29 日までの 75 日間にわたって北西太平洋の 7 海区、8 海区及び 9 海区を調査海域として実施した。今次調査では、イワシクジラ

90 頭（雄 38 頭、雌 52 頭）、ニタリクジラ 25 頭（雄 6 頭、雌 19 頭）の合計 115 個体を捕獲した。
本調査においては、日新丸を 85 日、勇新丸を 75 日、及び第二勇新丸を 75 日間用船した。

(3) 捕獲調査副産物の生産量

①JARPA II の生産量は以下の通りである。

クロミンククジラ 758.4 トン（冷凍品）

②JARPN II 沖合域調査の生産量は以下の通りである。

イワシクジラ 1,076.6 トン（冷凍品）

ニタリクジラ 211.7 トン（冷凍品）

2. 鯨類捕獲調査円滑化事業

本事業は、南極海及び北西太平洋において鯨類捕獲調査を実施するにあたり、反捕鯨団体による妨害行為が年々過激化し多様化する現状を踏まえ、安全かつ確実な調査が遂行できるよう、想定される妨害行為に対応した妨害予防対策等を講ずることを目的としている。

平成 26 年は、反捕鯨団体が例年よりも妨害船の数を増やし体制を強化して調査妨害することを公言した。これにより平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間に、北西太平洋においては第三勇新丸を 50 日、また南極海においては勇新丸及び第二勇新丸をそれぞれ 80 日間派遣した。

3. 鯨資源調査等対策委託事業のうち鯨資源調査事業

(1) 北太平洋鯨類目視調査

本調査は、北太平洋におけるミンククジラなどのヒゲクジラ類を中心とした鯨類の分布状況の把握、ならびにその資源量推定のための目視情報の収集を目的としている。

平成 26 年の調査海域は、北緯 20 度-30 度、東経 140-170 度の海域を対象とした。調査船として、勇新丸（7 海区担当）及び第二勇新丸（8 海区担当）を使用した。調査期間は、平成 26 年 8 月 1 日に勇新丸が東京、第二勇新丸が塩釜港を出港し、9 月 14 日 2 隻ともに下関港へ入港するまでの 45 日間の航海を実施した。

(2) IWC/POWER

本調査の目的は、主に北半球産鯨類の分布、豊度解析及び系統群判別に必要な目視情報の収集である。今年も、国際捕鯨委員会 (IWC)/科学小委員会 (SC)（以下「IWC/SC」という。）の調査研究要請に基づいた課題を優先事項として、IWC と日本の共同調査である「IWC/POWER (Pacific Ocean Whale and Ecosystem Research)」航海において、ライントランセクト方法を用いた目視調査、バイオプシーサンプル採取及び自然標識撮影実験などを実施した。なお、本調査は、IWC が 32 年間、南半球で確立した IWC/IDCR-SOWER 調査の目視調査方法を踏襲している。

平成 26 年は、調査船として第三勇新丸を用船し、北緯 30 度以北、同 40 度以南、東経 170 度以東、西経 160 度以西（公海及び米国 EEZ を含む）を調査海域とした。平成 26 年 7 月 2 日の塩釜港出港から 8 月 30 日の塩釜港入港まで、60 日間の航海を実施した。

4. 鯨資源調査等対策委託事業のうち DNA 検査事業

違法に捕獲された鯨肉の国内流通の防止及び我が国において捕獲・混獲される鯨類の適正な管理や商業捕鯨再開のための監視取締制度の確立及び我が国沿岸で混獲される鯨の系群等の情報の確立のため市場でクジラ製品を購入し、DNA 分析により種判別と個体識別を行う。DNA 検査に用いるサンプルは、水産庁資源管理部国際課が指定する市場等で収集した。

平成 26 年度は、平成 26 年 8 月 18 日から 11 月 23 日にわたり、12 道府県 24 市町の百貨店、量販店、スーパーストア、専門店、小売市場あるいは中央市場で販売されている鯨製品（赤肉類、本皮類あるいは畝須類）の計 318 サンプルを収集し、DNA 分析に供した。

5. 日本沿岸域鯨類調査受託事業

JARPN II 計画の一部として実施されている沿岸域調査は、平成 14 年から釧路沖で、また平成 15 年から三陸沖で実施されている。当研究所は平成 14 年より平成 21 年までの間、日本政府より特別許可を受けて、実施主体として本事業を行ってきたが、平成 22 年からは、当研究所に代わって一般社団法人地域捕鯨推進協会（以下「地推協」という。）が実施主体として特別許可を受けて実施することとなり、当研究所は地推協からの委託を受け、調査の実施と分析を担当している。

(1) 三陸沖調査

本調査は、地推協より委託を受け当研究所が実施主管となり、国立大学法人東京海洋大学（以下「海洋大」という。）及び独立行政法人水産総合研究センター国際水産資源研究所（以下、「国際水研」という。）の協力のもとに、調査を実施している。

平成 26 年の三陸沖捕獲調査は、宮城県石巻市の鮎川港を中心とする半径 50 海里内の沿岸域を対象とし、平成 26 年 4 月 26 日から 6 月 11 日までの 47 日間に、小型捕鯨船 4 隻を用いて調査を実施した。調査期間中に、発見したミンククジラは 51 群 51 頭であり、内 30 頭（雄 16 頭、雌 14 頭）を採集した。

(2) 釧路沖調査

本調査は、地推協より委託を受け、国際水研が実施主管となり、当研究所及び海洋大が協力して調査を実施している。

平成 26 年の釧路沖捕獲調査は、北海道釧路市の釧路港を中心とする半径 50 海里内の道東沿岸域を対象とし、平成 26 年 9 月 5 日から 9 月 24 日までの 20 日間で、小型捕鯨船 4 隻を用いて調査を実施した。調査期間中に、発見したミンククジラは 110 群 121 頭であり、内 51 頭（雄 35 頭、雌 16 頭）を採集した。

6. DNA 検査事業登録事業

日本国内の定置網において混獲される鯨類の DNA 検査を実施するほか、鯨肉等鯨製品に関する国内流通の適正化と商業捕鯨再開に備えた監視取締り制度の確立に向けて、登録機関として DNA 検査を実施している。

平成 26 年度に定置網に混獲し、送付されたサンプルの DNA 検査を実施したのは 166 検体であった。

7. 鯨友の会

鯨類資源の適切な管理と持続的利用を推進し、併せて、我が国の伝統文化である鯨食文化を維持・継承するため、調査副産物である鯨製品の普及拡大、会員相互の親睦を図ることを目的として事業を実施している。

平成 26 年度は、会員数 345 名、鯨製品の特典発送件数 339 件となった。

8. 賛助会

当研究所の目的と活動について、賛同を得た法人及び個人からの年会費納入により成り立っている。

平成 26 年度の入会は個人会員 9 名、法人会員 4 社であり、会員数は、平成 27 年 9 月 30 日現在、法人会員 196 社、個人会員 188 名となった。会員向けには、「鯨研通信」を送付している。

また、会員拡大に向けた入会特典は、ポストカードに決定し、画像の選定を進めている。

9. 国際情勢に関する調査及び情報収集並びに提供事業

IWC/SC や IWC 年次会合（本会議）等の国際会議への出席および発表、及び国際裁判等を中心に本事業を実施している。

(1) IWC/SC と IWC 年次会合（本会議）

IWC/SC が、平成 27 年 5 月 22 日から 6 月 3 日までアメリカのサンディエゴで開催され、当研究所から理事長他 5 名の研究者が参加した。また、一昨年より隔年で開催されることとなった IWC 年次会合（本会議）は、今年は開催されなかった。

(2) IWC/POWER 調査計画会議

平成 26 年 10 月 8 日から 12 日まで東京海洋大学品川キャンパスにおいて開催された。前半（10 月 8 日から 10 日）は、POWER 調査に対して科学的な助言を行う、テクニカルアドバイザーグループ（TAG）会合が開催され、現在の進行中の短期計画の結果や将来計画に関して、4 カ国 9 名が参加して活発な議論が行われた。後半（10 月 11 から 12 日）は、ドノバン IWC 科学部長をはじめ、科学委員会メンバー、水産庁、国際水産資源研究所、共同船舶、当研究所の関係者ら、5 カ国 15 名が参加し、2015 年の調査計画最終化について検討を行った。当研究所からは、調査研究部の松岡室長、上田室長が参加して会合の事務局を担当し、会議の円滑な運営を行うとともに科学的な側面と併せて大きく貢献した。

(3) NEWREP-A 専門家会合

NEWREP-A 調査計画を検討するための専門家会合が平成 26 年 10 月 22 日に東京で行われ、

海外からの3名の研究者に加えて、日本から20名（うち当研究所から7名）が参加して議論を行った。

（4）NEWREP-A IWC/SC レビュー会合

IWC/SCは、IWC/SCが定めたレビュー指針（Annex P）に従い新たに計画されたNEWREP-Aをレビューするための専門家作業部会を、平成27年2月7日から10日にかけて東京で開催した。パルカ博士（アメリカ）が議長を務め、会議への参加者は、10名の専門家（レビューパネル）、22名のNEWREP-A提案者（日本側）および9名のオブザーバーメンバー、合計41名であった。作業部会は、レビューパネル、提案者及びオブザーバーが参加する公開審議と、レビューパネルだけが参加できる非公開審議により議論が進められた。当研究所からは、9名の研究者が参加した。

（5）PICES 年次会合

PICES年次会合が、平成26年10月16日から10月24日まで韓国の麗水で開催され、当研究所から調査研究部の田村室長が参加した。

（6）CCAMLR の生態系モニタリング管理作業部会（WG-EMM-15）

CCAMLR生態系モニタリング作業部会が、平成27年7月6日から7月17日までワルシャワ（ポーランド）の農業農村開発省で開催され、当研究所からパステネ研究主幹が参加した。

（7）SSCS 及びポール・ワトソンに対する妨害差止め請求裁判

米国の第九巡回控訴裁判所が平成24年12月に妨害差止めの暫定措置命令を発出したにもかかわらず、SSCSがこれに違反し、妨害を繰り返したため、当研究所、共同船舶、船長らが平成25年2月同裁判所に法廷侮辱の申し立てを行った。同年10月本件に関する公聴会が開催され、次いで平成26年10月に本件の口頭弁論が行われた。その結果、第九巡回控訴裁判所は法定侮辱が行われたことを平成26年12月に認め、SSCS側に対して賠償金を支払うよう命じる判決を下した。これに対し、平成27年4月SSCSらはこの裁定を不服として最高裁判所に上告したが、平成27年6月最高裁はこの上告を否決した。なお、賠償金の支払いについてはSSCS側と示談が成立し、その支払いが期日までに行われている。

一方、ワシントン州連邦地方裁判所に差し戻しとなった調査妨害の永久差止めの申し立てに対する審理は、第九巡回控訴裁判所の審理を受けて一時停止していたが、平成27年4月に新判事により裁判を平成28年10月に開廷することが決定した。

10. 資料の収集と提供事業

当研究所の調査・研究の活動内容及び国内外の鯨関連情報の収集等を行い、またこれらに関する広報活動等を実施した。

具体的には、鯨に関する書籍、新聞や雑誌等の各種記事、TV放映番組、CDやDVDなどを収集した。日本語及び英語のホームページでは、当研究所の活動に関する情報を提供した。ポータルサイト「クジラ横丁」では、イベント等の情報発信、クジラ料理店・販売店の紹介及び鯨肉に関

する知識を紹介した。この他、パンフレット等の編集作業や季刊誌「鯨研通信」を発行した。

啓発活動として、第5回全調協食育フェスタの食育情報フェアでブースを出し、「くじら博士の出張授業&料理教室」の写真の展示、鯨肉の栄養に関する資料やレシピ等の配布及び鯨肉の試食を行った。また、東京近郊で親子を対象とした「くじら博士の出張授業&料理教室」を行い、クジラの生態や進化の過程等についてパワーポイントや標本を用いて分かりやすく解説するとともに、鯨の利用や栄養について紹介した後、鯨肉の試食を行った。農林水産省の「消費者の部屋」においては、「食べるくじらをもっと身近に、簡単に！」をテーマに、クジラ特別展示を行った。東京霞ヶ関官庁の夏定例イベント「子ども霞ヶ関見学デー」では、クジラの展示部分担当で参加した。